

つないで、ひろがる。



被災中小企業施設・設備整備支援事業

令和元年台風第19号等被災中小企業支援 《事業案内》



公益財団法人

みやぎ産業振興機構

Miyagi Organization For Industry Promotion

目次

- 1 事業の概要及び対象者
- 2 貸付の対象
- 3 貸付金の概要
- 4 申請から貸付完了までの手続き
- 5 お申込みに必要な書類
- 6 お申込み受付及びお問い合わせ

1 事業の概要及び対象者

《事業の概要》

令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被災した施設又は設備の復旧を図る中小企業者に対して資金の貸付を行い、県内産業の復旧及び復興を支援。

《対象者》

令和元年台風第19号等による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により、復旧・復興に取り組む方

➡ 当該補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者

1 事業の概要及び対象者

【対象外】

- (1) 破産等の手続き中の場合
- (2) 手形又は小切手の不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合
- (3) 信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合
- (4) 融通手形操作等を行っている場合
- (5) 多額な高利借入を利用している場合
- (6) 債務超過等により、事業継続が困難な場合
- (7) 税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- (8) 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- (9) 暴力的不法行為が介在する場合
- (10) 風営法第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者の場合
(同法第2条第1項第1号に掲げる料理店、同項第5号に掲げる営業を除く。)

2 貸付の対象

- 資産計上される建物・構築物又は設備であって、審査により認められるもの
- 令和元年台風第19号等による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の復興事業計画に従って行う事業の用に供するものが対象

2 貸付の対象

《補足事項》

(1) 被災した施設若しくは設備を原形に復旧すること又は同一の設備を導入するために必要な経費

➡ 困難な場合には、従前の効用を回復するために必要な施設又は設備に要する費用

(2) 中古施設・設備の場合

時価を上回らない額であって、当該施設の買い取り額、施設の取得・維持に関する諸費用等から判断して妥当と認められる額

2 貸付の対象

《補足事項》

(3) 資産計上する場合に対象経費として認められる経費

① 当該資産の購入の代価

引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等その他
資産の購入のために要した費用があればこれを含む。

② 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用

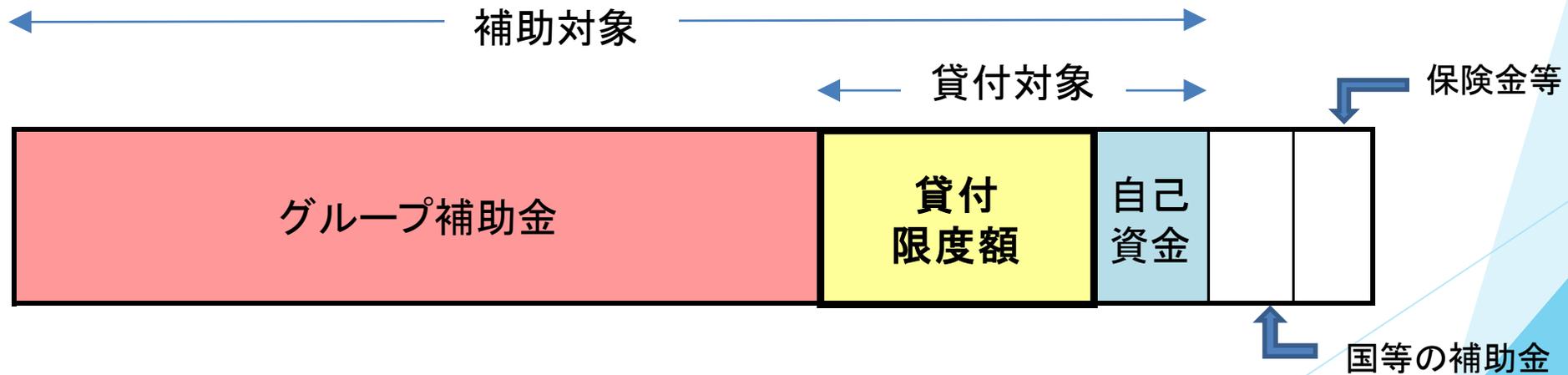
撤去費、設計費、据付費、調整試運転費等

2 貸付の対象

《補足事項》

(4) 国の補助金を直接又は間接に受けた（又は受ける）施設又は設備の場合

(5) 災害保険・共済の対象である施設又は設備の場合



2 貸付の対象

《補足事項》

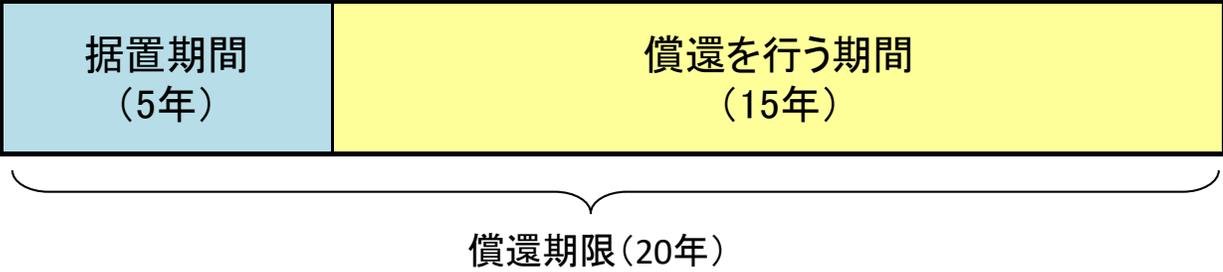
(6) 金融機関等から設備資金として借入を行い、業者への支払が完了している場合

➡ 本貸付金の交付後、金融機関への繰上償還が必要

3 貸付金の概要

| | |
|----------|---|
| (1) 自己資金 | <p>以下の①と②のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none">① 貸付対象経費の1%に相当する額② 10万円 |
| (2) 限度額 | <p>(以下の①と②のいずれか低い額) + (補助対象経費にかかる消費税額) - 自己資金</p> <ul style="list-style-type: none">① 補助金の補助対象経費（消費税額を除く）の4分の1② 5億円 |

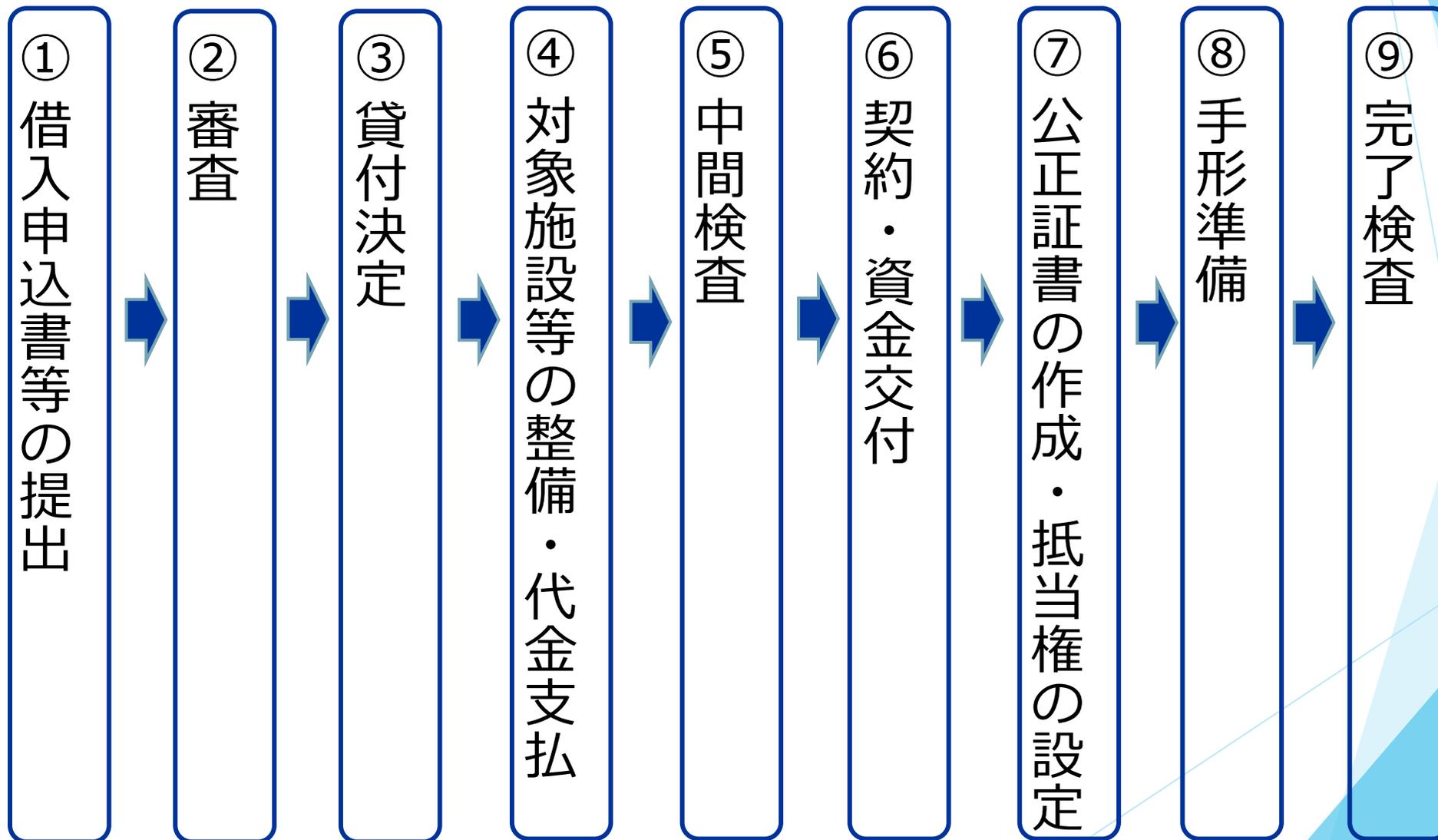
3 貸付金の概要

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>(3) 償還期限 及び 据置期間</p> | <p>償還期限 20年以内（うち据置期間 5年以内） ※3年未満の貸付は実施せず</p> <p>《例》 償還期限20年、据置期間5年の場合</p>  <p>据置期間 (5年) 償還を行う期間 (15年)</p> <p>償還期限(20年)</p> |
| <p>(4) 償還方法</p> | <p>手形差入れによる半年賦均等償還</p> |

3 貸付金の概要

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| (5) 金利 | 無利子 |
| (6) 物的担保 | 原則として、施設には抵当権、設備には譲渡担保、自動車には自動車抵当権を設定 |
| (7) 連帯保証人 | 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく |

4 申請から貸付完了までの手続き



4 申請から貸付完了までの手続き

①借入申込書等の提出

借入申込書をはじめ、必要な書類を提出。

②審査

審査方法：書類審査により、制度要件の適合性等を確認。

書類審査の結果を踏まえて現地調査を実施し、事業内容や利益計画等についてヒアリングした上、審査会を実施。

審査基準：償還可能性、事業の継続性、投資内容の妥当性

※審査の結果、ご要望にそえない場合がございます。

4 申請から貸付完了までの手続き

③貸付決定

審査会を経て貸付を決定。

④対象施設・設備の整備及び代金支払

対象施設・設備について業者への代金支払が完了したことを確認。業者へ代金の支払をするにあたり、資金交付までのつなぎ資金が必要。

⑤中間検査

対象施設・設備の整備状況及び業者への支払状況について、現地確認を実施。

4 申請から貸付完了までの手続き

⑥契約・資金交付

金銭消費貸借契約を締結し貸付金を交付。

交付は口座振込により、原則毎月15日に実施。

⑦公正証書の作成・抵当権の設定

金銭消費貸借契約に関して公正証書を作成するとともに、抵当権設定契約を締結し、対象施設等に抵当権を設定。

なお、費用は借入企業が負担。

4 申請から貸付完了までの手続き

⑧手形準備

支払回数分の手形を準備・提出。

⑨完了検査

固定資産台帳等により、対象施設・設備が資産計上されていることを確認。

5 お申込みに必要な書類

- 借入申込書
- 決算書・税務申告書（直近3期）の写し及び直近月の試算表
- 納税証明書（国税・県税・市町村税）
- 連帯保証人の固定資産証明書（評価額が記載されたもの）、所得証明書及び申込事業所の固定資産証明書（評価額が記載されたもの）
- 会社法人用登記事項証明書、住民票、開業届の写し
- 貸付の対象となる建物（抵当権設定予定物件）の不動産用登記事項証明書
- 金融機関からの借入返済表（借入がある場合）
- 借入申込額の根拠となる資料（カタログ、設計図、見積書等）

5 お申込みに必要な書類

○り災証明書の写し

○復興事業計画の認定通知書の写し

○その他、当機構が必要と認める書類

- ・ 主要取引先との関係
- ・ 利益計画
- ・ 被害状況及び導入施設に係る説明書
- ・ 被災中小企業施設・設備整備支援事業資金の借入申込に係る確認事項及び貸付決定後の遵守事項について
- ・ 災害保険・共済金等に係る関係資料 等

6 申込受付及びお問い合わせ

《申込受付開始》

令和2年6月1日（月）から

《申込先》

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話 022-225-6636